

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市家庭児童相談システム構築業務委託事業
担当部・課名	こども未来部 こども支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	(代表企業) シャープマーケティングジャパン株式会社 取締役 美甘 将雄 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 (構成企業) 三菱電機ファイナンスソリューション株式会社関西支店 支店長 田中 智也 大阪市福島区福島7丁目20番1号
契約金額（税込）	27,852,000円
契約締結日	令和8年8月3日
契約期間	契約締結日～令和13年11月30日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	当該業務委託は、標記システムについて機器の更新及び複雑多様化する児童虐待相談に対応し、相談業務への対応をより一層強化するとともに、各業務の作業効率の向上、並びに個々の事例における支援強化を図るため、事業効果を最大限に発揮させるための最適なシステムを公平・公正に選定することを目的とし、公募型プロポーザル方式を採用し、選定委員会にて厳正な審査を行った。審査は、本市が提示したシステムの機能要件がシステムに搭載されているか、また、システムへの記録の入力について、職員の入力作業の軽減についてどのような工夫がなされているか、並びに、受託候補業者の実績等について、選定委員会にて評価を行った。結果として、上記契約相手方が提示した提案書が本業務の趣旨を理解し、当該システム及び業務実施体制において優秀と認められ、選定委員会にて受託候補者として特定された。よって、履行に最も適した受託候補者として選定した上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。